

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部電子署名等管理規程

令和2年2月7日

水道企業部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部における電子署名等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 署名符号 電子署名を行うために用いる符号をいう

(3) 署名検証符号 署名符号と対応する符号であって、電子署名が当該署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。

(4) 電子証明書 署名検証符号が組合管理者(以下「管理者」という。)又は印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部(以下「水道企業部」という。)の職員であって、訓令により署名符号の使用を認められたものに係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの。

ロ イのほか、これと同様の機能を有する電磁的記録として管理者が定めるもの。

(5) 署名符号等記録媒体 署名符号、署名検証符号及び電子証明書(以下「署名符号等」という。)を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をいう。

(6) 認証局 署名符号等記録媒体の発行その他の電子署名に係る認証に関する処理を行うため設置された機関等をいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、認証局により作成された署名符号を用いて行うものとする。この場合において、当該電子署名を行う電磁的記録の施行名義にかかわらず、電子署名は、次条に規定する電子証明書で証明される署名検証符号に対応する署名符号を用いて行うものとする。

(電子証明書)

第4条 電子証明書には、電子署名を行う者の名称の字句を記録するものとする。

(署名符号等記録媒体の発行の申請)

第5条 電子署名を行う必要がある場合は、水道企業部長の承認を得て、認証局に署名符号等記録媒体の発行を申請するものとする。

(署名符号等記録媒体の管理者)

第6条 署名符号等記録媒体は、業務課長が管理するものとする。

2 業務課長は、署名符号等記録媒体を厳重に管理し、署名符号の危たい化（盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。）を防止する措置を講じなければならない。

(業務課長の代理)

第7条 業務課長に事故があるとき又は業務課長が欠けたときは、業務課長があらかじめ指定した職員がその事務を代理する。

(電子署名主任及び電子署名補助員)

第8条 業務課長は、署名符号等記録媒体を使用できる者として電子署名主任及び電子署名補助員を置かなければならない。

2 電子署名主任及び電子署名補助員は、業務課長が所属職員のうちから指名する。

3 電子署名主任及び電子署名補助員は、業務課長の指揮監督を受け、電子署名に関する事務に従事するものとする。

(署名符号等記録媒体管理台帳)

第9条 業務課長は、署名符号等記録媒体管理台帳（別記様式）を備え、必要事項を記載し、整理しなければならない。

(署名符号等記録媒体の保管の方法)

第10条 署名符号等記録媒体は、常に堅固な容器に納め、執務時間外にあっては、錠を施しておかなければならない。

(署名符号等の失効等)

第11条 業務課長は、署名符号が危たい化し、若しくは危たい化したおそれがある場合、電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は電子証明書の利用を

中止する場合は、遅滞なくその旨を水道企業部長に報告するとともに、認証局に署名符号等の失効その他必要な措置を申請し、当該措置を受けなければならない。

(署名符号等記録媒体の使用状況の調査等)

第12条 水道企業部長は、署名符号等記録媒体の保管、使用状況その他必要な事項について調査し、又は指導することができる。

2 水道企業部長は、前項の規定により調査し、又は指導する際必要と認めるときは、業務課長にその事務についての報告を求め、又は参考書類等の提出を求めることができる。

(細則)

第13条 この訓令の施行に関し必要な事項は、水道企業部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和2年3月1日から施行する

別記様式（第9条関係）

署名符号等記録媒体管理台帳

シリアル番号	
証明書の名義	
用 途	

区分	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
	発 令 年 月 日	発 令 年 月 日	発 令 年 月 日	発 令 年 月 日	発 令 年 月 日
業務課長					
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
業務課長の代理					
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
電子署名主任					
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
電子署名補助員					
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日